

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の準備状況

1 法の概要

(1) 目的

障がいを理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第4条の差別禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する。

平成25年6月制定、平成28年4月1日施行
 国連「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として改正された、障害者基本法第4条に定める「差別の禁止」の基本原則の具体化。（H26.1条約批准）

(2) 内容

【障がいを理由とする差別の禁止】

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等 （各種委員会、地方独立行政法人含む）	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務

【具体的な取組】

	項目	国	地方公共団体	時期
1	基本方針の策定	閣議決定	—	H27.2
2	対応指針	義務	—	
3	職員対応要領	義務	努力義務	
4	相談・紛争解決の体制整備	義務	義務	
5	障害者差別解消支援地域協議会	—	できる規定	
6	啓発活動	義務	義務	

2 道の取組状況

北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会（学識経験者、支援者、弁護士、当事者等により構成）の意見を伺いながら取組を推進。（1回目2/17、2回目3/23、3回目4/20）

項目	これまでの取組	今後の予定
①職員対応要領 （ワーキンググループ で検討（2/9、5/22））	<ul style="list-style-type: none"> 骨格案作成 事例収集のためアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 原案作成 関係団体意見聴取 道職員への周知方法の検討 アンケート集計
②相談・紛争解決の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談は地域づくり委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 道職員に対する苦情等の対応について検討
③障害者差別解消支 援地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり委員会を基本として 構成 	<ul style="list-style-type: none"> 構成機関、差別に関する考え方の 平準化の方策などについて検討
④啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消法パンフレット作成 	<ul style="list-style-type: none"> 道民フォーラム開催（7/18札幌、 10/31釧路、11/3旭川） 権利擁護パンフレット作成 道政広報の活用 など
⑤北海道障がい者条 例の改正	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消法に関する規定の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 4定議会で提案